

届出保育施設等すこやか保育事業費補助金（令和8年4月から令和8年8月分）

多子世帯等における保育料負担軽減補助のご案内

東根市では、届出保育施設等（認可外保育施設、事業所内保育所、企業主導型保育施設、院内保育所）を利用している児童の兄弟姉妹が届出保育施設等、認可保育所、幼稚園、認定こども園、児童センター等を利用している場合、または第3子以降児童である場合、保護者の子育てに係る負担軽減のため、保育料の一部を補助します。

◇ 補助対象者

次の①～④のすべてに該当する方（ただし第3子以降児童の場合は③を除く）

- ① 保護者及び児童が東根市民である。
- ② 届出保育施設等に、1ヶ月以上入所（一時保育を除く）している児童がいる。
- ③ ②の児童の兄弟姉妹が届出保育施設、認可保育所、認定こども園、幼稚園、児童センター等に同時に1ヶ月以上入所（一時保育を除く）している。
- ④ 保育料の滞納がない。

※既に保育料が無償化されている場合は申請対象外です。

◇ 補助額

第2子児童 月額保育料の2分の1の額（上限月額12,000円）

第3子以降児童 月額保育料の全額相当額（上限月額40,000円）

■ 補助対象の具体例（表中の下段の金額が金額の限度額になります。）

第2子児童：対象児童の兄弟姉妹が、同時に届出保育施設等、認可保育所、認定こども園、幼稚園、児童センター等に在園している場合（例④の場合、第1子も補助対象となります。）

第3子以降児童：届出保育施設等を利用している児童の保護者と生計を一にする次に掲げる者のうち、最年長の者から3番目以降の児童

例	第1子	第2子	第3子以降	補助合計額
①	その他施設（※）	認可外	-	12,000円
	-	12,000円	-	
②	その他施設・就学児	その他施設・就学児	認可外	40,000円
	-	-	40,000円	
③	認可外	認可外	認可外	52,000円
	-	12,000円	40,000円	
④	認可外	その他施設	認可外	52,000円
	12,000円	-	40,000円	

※ その他施設とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、児童デイサービス、児童センター等となります。詳しくはお問い合わせください。

◆お問い合わせ◆

東根市こども家庭課保育係（東根市さくらんぼタントクルセンター内）

電話：0237-43-1155（内線132）

多子世帯向け

届出保育施設等すこやか保育事業費補助金

(令和8年4月から令和8年8月分) 申請手続きについてのご案内

次の内容を確認のうえ、こども家庭課に期日まで関係書類を提出してください。
申請内容を確認し交付決定後、指定の口座に入金いたします。

1. 補助の概要 裏面をご覧ください。

2. 提出書類

☐ ①届出保育施設等すこやか保育事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号の2)

⇒記入例を参考に記入してください。

☐ ②保育料負担軽減に関する調書【個人申請用】(様式第5号の2)

⇒例を参考に保育料等の金額を記入してください。なお、記入の際入所している施設の証明を受ける必要がありますので、漏れの無いようご注意ください。

☐ ③請求書

⇒交付申請者の口座に入金する際に必要となります。交付申請者本人名義の口座を支払口座に指定してください。

☐ ④振込先口座の通帳のコピー

⇒請求書に記載された口座の通帳のコピーを添付してください。なお、通帳の表紙と1ページ目の見開き部分をコピーしてください。

☐ ⑤兄弟姉妹の在園証明書等(必要な人のみ)

⇒保育料負担軽減の対象となる児童の兄弟姉妹が同一の施設以外に入所している場合、その施設に在園していることを証明する在園証明書を添付してください。ただし、認可保育所、認定こども園、児童センターに入所している場合は添付不要です。

3. 提出先 東根市こども家庭課(東根市さくらんぼタントクルセンター内)

4. 提出期限 令和8年9月24日(木) ※期限厳守

5. 入金までのスケジュール(予定)

9月24日

交付申請書兼実績報告書提出期限

10月下旬

交付決定通知の発送

11月中旬

補助金入金